

集積化MEMS技術研究会規約

平成20年6月 1 日施行

平成21年1月19日 一部改正

平成22年3月18日 一部改正

平成24年3月16日 一部改正

平成26年3月17日 一部改正

平成28年3月19日 一部改正

平成28年12月20日 一部改正

集積化MEMS技術研究会内規を次の通り定める。本内規に定めのない事項については応用物理学会研究会内規に準じるものとする。

1. 名称本研究会は、集積化MEMS技術研究会と称する。
2. 目的本研究会は、集積化MEMS技術研究の推進および国内普及をはかることを目的とする。
3. 事業本研究会は前項の目的を達成するために次の事業を行う。
 - 1) シンポジウム企画、研究会などの主催。
 - 2) 案内、お知らせのWEB上での広報活動。
 - 3) その他本研究会の目的達成に必要な事業。
4. 会員1) 本研究会は、前項の目的に賛同する下記の会員により組織する。
 - 1-1) 特別会員
 - 1-2) 応用物理学会会員以外（A会員）
 - 1-3) 応用物理学会会員（B会員）
 - 1-4) 賛助会員
 - 1-5) 学生（学生会員）ただし、社会人学生を除く
 - 2) 本研究会の名誉を棄損し、また研究会の目的に反するような行動があったとき、および会費滞納が2か年以上になる場合は、研究会会員を除名することができる。
 - 3) 特別会員とは、委員長が指名し認めた会員とする。また、特別会員は、本研究会の組織に帰属する。ただし、本研究会に対してなんら義務を負うものではなく、可能な範囲の活動を行うものとする。
 - 4) 特別会員に対し委員長の判断により、感謝の意を示す盾を授与するものとする。授与は、本研究会で実施するイベントにて実施するものとする。
5. 会費
 - 1) 研究会員は、次年度年会費を前年度3月末日までに所定の銀行口座に納めるものとする。（ただし、本会費は応用物理学会会費とは異なる）
 - 2) A会員、B会員、賛助会員の会費は別途付則により定める。学生会員の年会費は無

料とする。

3) 特別会員の年会費は無料とする。ただし、本研究会で実施するイベントについては参加費を有料とする。

6. 運営委員会

1) 本研究会に次の役員をおく。

1-1) 委員長、副委員長、顧問、監事、幹事、事務局、会計、広報、企画運営委員からなる。

2) 運営委員会は、役員をもって組織し、会の運営をつかさどる。

3) 委員長は、運営委員会会務を総括し、委員会の開催、規則の制定および改定、役員の選任、事業計画、事業報告、収支予算・決算、その他重要事項の承認を求める。

副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

顧問は、委員長、副委員長から意見を求められた時に適切な対応をするものとし、本運営委員会に対してなんら義務を負うものではなく、可能な範囲の活動を行うものとする。

監事は、委員長、副委員長、顧問、監事、事務局の補佐を行うものとする。

幹事は、運営委員会の運営管理を行い、運営委員会を円滑に推進するために事務局を統括する。応用物理学会本部との連絡・窓口を行う。

事務局は、各種資料作成、情報管理を行う。また、議事録を始め研究会運営に伴う報告書類の作成管理を行う。さらに、対外的な対応及び会員の窓口として業務を実施する。

広報は、ホームページの管理更新、パンフ作成により宣伝アピール活動を行う。

会計は年度毎に予算案を立案、会計報告を行う。また、入会担当、メーリングリストの管理も兼務とする。運営委員は企画を担当し幹事を補佐する。運営を行うにあたり各運営担務内容が重複することを認め互いに協力的に円滑に進めるものとする。

4) 役員の選任は次による。

4-1) 委員長は、運営委員会の過半数の賛同により決定する。

4-2) 副委員長、顧問、監事、幹事、事務局、会計、広報、企画運営委員は、委員長が指名する。

4-3) 役員の任期は年度毎もしくは必要に応じて運営委員会が見直しを行う。

5) 役員は本研究会の会員とする。

6) 役員の任期は次の通りとする。委員長、副委員長、顧問、幹事、事務局、会計、広報、企画運営委員、2年（再選を妨げない）

7) 本運営委員会で実施する企画として下記の企画を運営する。各企画を遂行する統括、実行委員長、副実行委員長、運営委員を委員長が任命する。統括は、委員長もしくは

は副委員長が実施する。

7-1) 研究会：毎年少なくとも一回の開催を行う。実行委員長は、開催に伴う運営について副実行委員長、運営委員と協議の上担務の分担を行う。開催に関する最終決定については統括及び委員長に委ねるものとする。副実行委員長は次年度の開催場所選定を行う。本研究会企画担当は、日程調整、会場選定、次年度会場選定、招待講演者選定、見学会場及び調整、座長選定、プログラム作成、会告作成、懇親会場選定、予稿原稿取り纏め、予稿集作成、会場設営、現地案内先導、懇親会会場対応、懇親会司会を実施する。幹事、事務局は、参加者出欠確認、現地謝礼準備、講師謝礼準備、懇親会費準備・清算会費（納品書）、入会手続き対応、会告HPアップ、応物学会HP掲載手続き、写真撮影を行う。

7-2) ワークショップ：毎年少なくとも一回の開催を行う。実行委員長は、開催に伴う運営について副実行委員長、運営委員と協議の上担務の分担を行う。開催に関する最終決定については統括及び委員長に委ねるものとする。副実行委員長は次年度の開催場所選定を行う。本ワークショップ企画担当は、日程調整、会場選定、次年度会場選定、招待講演者選定、見学会場及び調整、座長選定、プログラム作成、会告作成、懇親会場選定、予稿原稿取り纏め、予稿集作成、会場設営、現地案内先導、懇親会会場対応、懇親会司会を実施する。幹事、事務局は、参加者出欠確認、現地謝礼準備、講師謝礼準備、懇親会費準備・清算会費（納品書）、入会手続き対応、会告HPアップ、応物学会HP掲載手続き、写真撮影を行う。本企画のポスター賞審査委員選定、審査、集計を論文委員会に委ねるものとする。審査結果の周知を事務局が行うこととする。

7-3) 半導体A13.4：毎年開催される応用物理学会中分類13.4の春、秋の講演について企画を行う。実行委員長は、開催に伴う運営について副実行委員長、運営委員と協議の上担務の分担を行う。開催に関する最終決定については大分類世話人、中分類世話人、に委ねるものとする。本半導体A13.4企画担当は、春の講演企画において、日程調整、プログラム作成、シンポジウム企画、大分類、中分類世話人と調整、座長選定、奨励賞審査員選定、ポスター賞審査員選定、注目論文推薦書作成、感想文作成を行い、秋の企画においては、日程調整、プログラム作成、座長選定、ポスター賞審査員選定、注目論文推薦書作成、感想文作成、奨励賞審査員選定を行うものとする。

7-4) 未来デバイス懇談会：毎年開催される応用物理学会の秋の講演について企画を行う。実行委員長は、開催に伴う運営について副実行委員長、運営委員と協議の上担務の分担を行う。本企画委員は、企画提案を行い、事務局が日程調整、IM会場手配、弁当手配を行い、会計が会費（納品書、入会手続き）対応、広報が開催案内、写真撮影を行うものとする。

7-5) 集積化MEMSシンポジウム：電気学会主催のセンサシンポジウムに同時開催とし

て集積化MEMSシンポジウムを企画開催する。実行委員長は、開催に伴う運営について副実行委員長、運営委員と及びセンサシンポ実行委員会、本研究会論文委員会と協議の上担務の分担を行う。開催に関する最終決定については統括及び委員長に委ねるものとする。本企画担当者は、センサシンポ実行委員会参加、シンポジウム企画立案、プログラム作成、招待講演者選定、座長選定、会告作成、研究会懇親会場選定、懇親会場対応を行うものとし、論文委員会は、審査委員選定、論文審査票準備、集計、審査結果審議を行い、事務局は、懇親会出欠確認、応物学会HP掲載手続き、受賞者への通知を行うものとし、会計は、講師謝礼準備、懇親会費準備・清算、会費（納品書、入会手続き）対応を行い、広報は、会告HPアップ、写真撮影（シンポジウム、懇親会）を行うものとする。

7-6) 応物シンポジウム：毎年開催される応用物理学会の春の講演中のシンポジウムについて企画を行う。実行委員長は、開催に伴う運営について副実行委員長、運営委員と協議の上担務の分担を行う。本企画委員は、13.4の企画委員と日程調整、企画提案、招待講演者選定、シンポジウム申請書作成、プログラム作成、会告作成、座長選定、懇親会会場選定、懇親会会場対応、懇親会司会進行を行い、事務局は懇親会出欠の確認、応物学会HP掲載手続きを行い、会計が講師謝礼準備、懇親会費準備・清算会費（納品書、入会手続き）対応、広報が会告HPアップ、写真撮影を行うものとする。

8) 本運営委員会に論文委員会を設置する。論文委員長および副論文委員長を研究会委員長が任命する。論文委員長は適宜論文委員会に必要な論文委員を指名することができる。本論文委員会は、集積化MEMSシンポジウムおよびワークショップ開催時の論文審査を行う。また、企画により論文委員会に審査等を要求された場合、適宜対応するものとする。

7. 会計本会の事業遂行に要する費用は学会援助金、会費、寄付金およびその他の収入による。研究会の資産は研究会に帰属する。

1) 本会の終結に伴う会費残金は、応用物理学会に帰属するものとする。

8. 改定運営委員会は、必要と認めた場合、委任状を含めその過半数の賛成による議決をもって、本内規を改定することができる。

9. 本研究会の時限

年度毎研究会継続について運営委員会において審議する。

付則

1) 本規則は平成20年6月1日より実施する。

2) A会員及びB会員の年会費は2000円、賛助会員は20000円とする。

3) 入会の時期により、会費を以下に定める。4－9月末までの期間中の入会は会費を一年分とする。10月から12月末までの期間中の入会は半額とする。1月から3月末までの期間中の入会は、当年度分の会費を無料とし、次年度会費として扱い1年分とする。

4) 付則第三項の適用は平成 21 年 1 月から適用とする。

規約改定

1) 本規則は平成 22 年 3 月 18 日に改定する。

2) 本規則は平成 24 年 3 月 16 日に改定する。

3) 本規則は平成 26 年 3 月 17 日に改定する。

4) 本規則は平成 28 年 3 月 19 日に改定する。

5) 本規則は平成 28 年 12 月 20 日に改定する。

注記本規約改定を実施するとともに、応用物理学会会員への加入については研究会会員の自主判断にゆだねるものとする。